§ 1 都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープランとは

(1)都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の2に定められている「市町村の都市 計画に関する基本的な方針」の呼称です。

住民に最も身近な自治体である市町村が、住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地域ごとの整備、開発又は保全の課題と方針をよりきめ細かく定めることのできるものです。

2 都市計画マスタープラン見直しの背景と目的

「綾部市都市計画マスタープラン」は、平成23年3月策定の「第5次綾部市総合計画」を受け、都市計画法に基づき平成25年12月に策定しました。

策定から約 10 年が経過し、その間の上位計画等の策定、まちづくりの進捗を受けて、 社会情勢の変化に対応していくため、見直しを行う必要が生じています。

平成28年5月に区域区分を廃止した本市では、各地域の特色をいかした「コンパクトアンドネットワーク」の考え方によるまちづくりを目指しており、その実現に向けた取組の方向を明らかにすることを目的に見直しを行います。

■都市計画マスタープラン見直しの背景

上位計画の策定等

- 京都府 綾部都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針 (平成 28 年5月改定)
- •第6次綾部市総合計画 (令和3年3月改定)
- · 綾部市立地適正化計画 (令和3年3月策定)
- 綾部市過疎地域持続的発展 市町村計画 (令和4年12月策定)

まちづくりの進捗

- 京都縦貫の全線開通や舞鶴 若狭道の4車線化
- ・区域区分の廃止とまちづく り条例の制定等
- 都市計画道路の供用開始及び見直し
- 市道宮代豊里線の整備
- 新市民センターや北部産業 創造センターの整備
- ・駅北複合施設の事業化
- ・工業団地の全区画完売
- ・旧市民センターの跡地活用

社会情勢の著しい変化

- 都市再生特別措置法や地域 再生法の改正
- ・災害の頻発・局地化・激甚化
- ・新型コロナの影響
- ・田園回帰への潮流の高まり
- 住宅需要の高まり
- ・デジタル田園都市国家構想への対応
- 2050年ゼロカーボンシティ宣言 (再生可能エネルギーの活用、省エネの推進など)
- ・SDGs の実現に向けた取組 の推進
- 過疎地域指定(令和4年)

3 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの主な役割は次のとおりです。

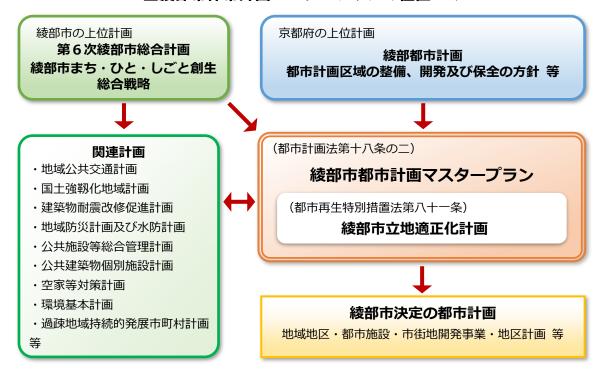
- 1 実現すべき都市将来像を具体的に示す。
- 2 将来のまちづくりや都市計画に対し、市民の理解を深める。
- 3 各都市計画間の相互の調整を図る。
- 4 土地利用の規制・誘導や都市施設等、都市計画に関する施策や事業の決定、変更の 指針となる。

4 都市計画マスタープランの位置づけ

綾部市都市計画マスタープランは、京都府が定める「綾部都市計画区域の整備、開発及 び保全の方針」や本市の上位計画である「第6次綾部市総合計画」等に即した計画として 位置づけ、その他の関連計画との整合・連携を図ります。

また、都市計画法に基づき、本市が定める土地利用規制や各種事業の都市計画決定の指針となるほか、「綾部市立地適正化計画」と一体となって本市のまちづくりの方針に位置づけます。

■綾部市都市計画マスタープランの位置づけ



5 都市計画マスタープランの対象区域及び計画期間

(1) 対象区域

本市には、都市計画区域の内・外がありますが、市全域を一体的、計画的にまちづくり を進めていくため、対象区域は市全域とします。

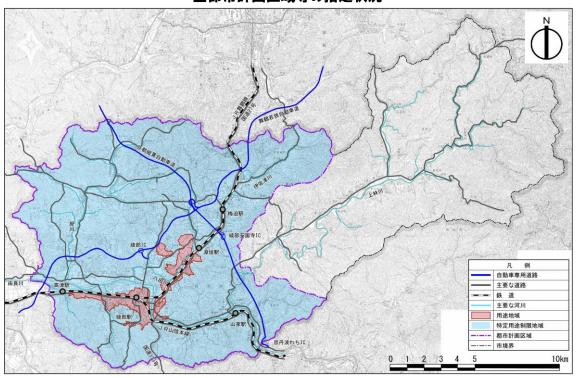
(2)計画期間

計画期間については、長期目標として概ね20年後の令和25年度を展望しつつ、概ね10年後の令和15年度までを計画期間とします。

■行政区域等面積

	区分	面積(ha)	構成比(%)
行政区域		34,710	100.0
都市計画区域		19,543	56.3
	用途地域	740	2.1
	特定用途制限地域	18,803	54.2
都市計画区域外		15,167	43.7

■都市計画区域等の指定状況



6 都市計画マスタープランの構成

市全域を対象とした「全体構想」と地域ブロックごとに定める「地域別構想」の2段階構成とします。

綾部市都市計画マスタープランの構成

【全体構想】

目指すべき将来都市像と将来の都市 構造を定めた上で、その実現に向けた 分野別の基本方針を明らかにします。



将来目標の設定

- 将来都市像
- ・まちづくりの基本目標
- ・将来目標フレーム
- ・ 将来の都市構造

分野別の整備方針

- 土地利用
- 都市施設整備
- 市街地整、住環境整備
- 自然環境の整備又は保全
- •景観形成
- 都市防災

【地域別構想】

地域ブロックごとに地域の特性をいかしたまちづくりの方針を明らかにします。



地域づくりの目標・方針

- 中南部地域 (綾部、中筋地区)
- 西部地域 (豊里、物部、志賀郷地区)
- 中北部地域 (吉美、西八田、東八田地区)
- 東部地域 (山家、口上林、中上林、 奥上林地区)

【実現化の方策】

将来像の実現に向けた取組と都市計画マスタープランの見直しの考え方を示します。